

諮問日：令和4年3月10日（令和3年度（個）諮問第10号）

答申日：令和4年7月27日（令和4年度（個）答申第4号）

件名：東京高等裁判所における特定の事件の裁判において、判決前に和解を試みた際の一切の事務上の文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日の特定の裁判において、まだ判決前の段階で、このまま和解をしなければ債権者の有利な判決は見込めない、債権者にとって悪い状況になるといわれ、和解に応じなければこの先不幸になると和解に応じた一切の事務上の書類（処理票）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和4年1月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第8の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 裁判官及び職員の任免監督、庁舎など施設の設営管理等の事務であり、司法の独立を実質的に保障するため裁判官の職務とされていると理解する。

しかし、監督は裁判所で行われなければならないものであって、訴訟を起こした国民が、不当な扱いを受けたことに対し開示を求めるのは当然であり、それを何ら手立てなく知る権利を奪われてはならないものと考え開示を求める。

- 2 司法行政事務に関して作成されたものとするのであれば司法行政文書開示と訂正いたします。本件の裁判は申立人の職業の裁判であり、人の一生を大きく左右するもので、何ら問われることなく時の経過とともに保管破棄されてはならない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであり、その司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

この点、苦情申出人が開示を求める情報は、原判断庁の特定の事件の審理や手続において作成される文書や事件記録に含まれる情報であると解され、かかる文書や事件記録は、裁判事務に関する文書に該当する。したがって、本件開示申出の対象となる個人情報は、裁判事務に関する文書に記録される情報であって、仮に存在するとしても、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月17日 審議
- ④ 同年7月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が

組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める情報は、特定の事件の審理や手続において作成される文書や事件記録に含まれる情報であると解され、これらの文書や事件記録は、裁判事務に関する文書に該当するとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容も不合理とはいえない。

よって、本件対象個人情報は、司法行政文書に記録された情報とは認められないから、保有個人情報開示手続の対象とならない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子